

団体の活動費に どうぞ

廃品回収報奨金の ご案内

町では、家庭などから排出される資源ごみを回収し、再資源化する事業（通称廃品回収）に協力していただける団体を募集しています。

事業に協力していただいた団体には、町から**売り渡し金額の4分の1の額（上限3万円）を報奨金として支給しています。**

子供育成会やスポーツ少年団、婦人会、老人クラブのほか、各行政区の組織や任意の団体（営利目的の団体は除く）なども支給対象となっています。

報奨金を受けるには 登録が必要です

協力団体については、年度ごとに登録をお願いしています。登録申請書は、役場窓口で受け取るか、町のホームページからダウンロードしてください。

地域を美化して報奨金が得られる事業です。多くの団体の申請をお待ちしています。

問い合わせ 町民生活課

☎ 7 2 6 9 3 3

平成17年6月1日 から

住所を異動するときなど 本人確認を実施します

近年、第三者のなりすましによる転出届や転入届の事例が多発し、各地でさまざまな被害が起きています。

なりすましによる届出を未然に防ぐため、住民異動の届出をされる方に身分証明書を提示していただき、本人確認を行うことが全国的に義務付けられるようになり、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

本人確認をする届出

転入届

転出届

転届届

世帯変更届

などの住所や世帯の変更に関する届

本人確認の対象者

・ 窓口で届出をする方

身分証明書として提示していただくもの

- ・ 運転免許証
- ・ 旅券（パスポート）

・ 住民基本台帳カード
その他官公署が発行し、本人の写真がはつてある証明書。

右記の証明書をお持ちでない方は、保険証・年金手帳・年金証書・学生証などをご持参ください。

なお、本人確認ができない場合は、異動の対象者の方宛に届出内容を確認するための通知を郵送いたします。

問い合わせ 町民生活課

☎ 7 2 6 9 3 3

農家の皆さん

領収書・出荷伝票は 大切に

所得税・住民税確定申告をする場合、農業所得の計算も他の事業所得と同様に、収入金額から必要経費を差し引く「収支計算」で行なうことが原則となっています。

「収支計算」には、出荷伝票や領収書が必ず必要になります。実際購入したものがあっても領収書がないと「経費」として認められない場合があります。

今年1月1日から出荷した農産物の伝票や、購入物の領収書

を大切に保管し、来年の確定申告にそなえてください。
「農業所得収支計算」の際は次のものが必要となりますので記録・保存をお願いいたします。

- ・ 農産物を販売したときの記録と出荷伝票など
- ・ 販売金額が分かるもの
- ・ 農産物の家事消費（自宅での消費や兄弟親戚などへの贈答など）したときの記録
- ・ 農産物を事業消費（米などの農産物の現物による小作料の支払いなど）したときの記録
- ・ 肥料、農薬、諸材料などの経費にかかる記録と領収書
- ・ 年末に在庫（未販売、未使用）となっている農産物、肥料、農薬、諸材料などの記録

なお、農地などの固定資産税も控除の対象となりますので、4月に発送した「固定資産課税明細書」も大切に保管してください。

問い合わせ 税務課

☎ 7 2 6 9 3 3

5月は

『児童福祉月間』です

平成17年の月間テーマ『ちがうみんなちがう夢おなじ大きな未来』

児童福祉月間をご存知ですか。福島県では、5月1日から31日までを『児童福祉月間』と定めています。児童福祉理念の普及と啓発を図るとともに、県・町・学校、家庭や地域社会などが一体となって、子どもの健全育成や子育て支援のためにさまざまな観点から取り組みができるよう努める期間です。

各家庭におかれましては、これを機会に、子どもの心身の健全な発達について話し合ってみませんか。

